

## 資料4-1

## 事前課題意見シートより 【条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは】

○本資料は、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の検討における論点の1つである【条例に盛り込むべき「子どもの権利」とは】について議論を行うに当たって、各委員に条例に盛り込みたい「子どもの権利」とその理由を事前に提出いただいたものです。

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				こ と 差 別 の な い	と て 最 も よ い こ と	長 命 を 守 ら れ る こ と	と 尊 重 さ れ る こ と 意 見 が 聴 か れ る
高木委員	1	まず、大前提として位置づけとして「大切な子どもの権利」を謳う。	あらゆる機会を捉えて周知する努力を怠らない。 この社会にとって、子どもは守られるべき大切な存在であるから。権利主体であることの認識がなければ、権利侵害を疑うことすら生ずることなく、救済の機会を逸してしまう。	○	○	○	○
	2	安心して生きる権利	まず生存が脅かせたらアウト。安心、安全な環境(家庭、地域、保育園、幼稚園、小中高校等、子どもを取り巻く周囲)で「愛情をもって育てられる権利」にも連なる。その前提にはまず家庭(的：養育家庭、グループホーム含む)環境においては、暴力が排除され、周辺社会が平和であることが何より大事。子どもが安心して戻れる場としての平穏な家庭環境が大事。健康で文化的生活が保障され、自由に意見表明ができる環境。	○	○	○	○
	3	差別されずに生きる権利	子どもまたはその家族の国籍、言語、宗教、財産、性別(性同一性障害)、身体的障害等によって差別、不利益を受ければ、良い大人になるのは困難。少数者の文化的背景を尊重し、生活困窮者の尊厳を守り、障害のある子どもでもその程度に応じて、教育を受ける権利、参加する権利を保障する。	○	○	○	○
	4	個別の必要に応じて支援を受ける権利	権利が侵害されていても、そのことに気付かなければ、権利回復が図れない。親からの暴力、ネグレクトされている子ども、ヤングケアラーの子どもたちは、自分が権利侵害されていることすら分らずに過ごしているので、自らの支援・救済が必要だとも思いつかない。幼少期より、子ども自らも権利主体であることを認識させる権利教育や啓蒙が重要。困ったり、嫌なことをされたら助けを求めてもよいのだと小学校低学年の頃から知らしめ、具体的な連絡先を周知させる。	○	○	○	○

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				差別のないこと	とて最もよいこと	子どもにとつ長できること	命を守られ成と尊重されること
谷村委員	5	遊ぶ権利、暇を謳歌する権利	子ども時代は、自由な時間に本を読んだり、友達と遊んだり、好きなことに熱中したり、ぼーっとしたり、そうした時間が貴重で、子どもの成長にも大きく関わる。過大な宿題や、親の意向による塾通い、中学受験などによりそれらの機会が奪われている現状がある。		○	○	○
	6	進路を主体的に決定する権利	親や学校の意向により受験や将来の夢を決められ、それに沿った学校生活や放課後の塾・習い事などの生活を送らされ、よく分からないけど仕方ないと諦めている子どもが少なくない現状がある。子どもたちが自発的主体的に進路を考え、決める機会を保障する必要がある。	○	○		○
	7	大人に理由の説明を求める権利	理由を説明せずに、ルールだからとか、大人が決めたからという理由で子どもに何らかの行動を強いる事態が少なくない。子どもに対して理由をしっかり説明する責任が大人にあるとともに、子どもたちが理由を説明することを求める権利を保障する必要がある。	○			○
	8	アイヌ民族の文化や言語を学ぶ機会が保障される権利、アイヌ民族の文化や言語が尊重される権利	関東圏には 10,000 人とも言われるアイヌ民族の方々が暮らしており、当然杉並区にも該当する方々が暮らしていると推定される。我が国の先住民であるアイヌ民族の子どもたちが自らの文化や言語を学ぶ機会の保障や、周囲の子どもたち・大人たちも含めてアイヌ文化や言語を尊重する地域社会を作る必要がある。	○	○	○	
田村委員	9	自分らしく生きることを誰にも侵されること無く、皆に尊重され守られること	あらゆるマイノリティ属性を含む個性が尊重されること、自分で決めることを支えられ、守られることは全ての原則にまたがる基本であると考えするため。自分のままで良いという心理的安全性が確保されて初めて健康に育まれ、チャレンジする勇気が持てるため。	○	○	○	○
	10	心も体も健やかに育つこと、またそれを皆に支えられること	上記同様、心身ともに健康であることは全ての権利の基本であると考えするため。心身が健康でない状態では、他のすべての権利が守られる状況であったとしても、適当な思考言動は不可能であるため。		○	○	
	11	親・保護者に守られ、愛しまれること	例えば、親権は大人が決める子どもには決定権が無く、離婚等で実質的にどちらかの保護者からしか精神的・物理的・経済的庇護を受けられない状況を想定。本来は、保護者同志の関係と親子の関係は別物であり、親からの庇護は離婚等と切り離し子どもの権利として保護されるべきと考えるため（親権という考えがそもそも子どもの権利を無視している）。		○	○	

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				差別のないこと	とて最もよいこと	子どもにとつ長でできること	命を守られ成と尊重されること
田村委員	12	知りたい、やってみたいと思ったことを実現すること、またそれを周りの大人に手伝ってもらふこと	学び遊ぶ権利のことを子どもに伝わりやすいように表現したもの。学びは大人が強要するものではなく、自発的なものこそ成長吸収につながるため。最低限学ぶべき基礎知識もその意味と必要性を説明すれば子どもの知識欲を刺激できるはず。		○		○
	13	広く多くの種類の選択肢が示され、自分で選べること	上記を実行するためには、子どもがまだ知らない選択肢を大人が提示する必要があると考えるため。(少ない選択肢の中でしか権利を実行できないこともまた権利の侵害であると考えため。		○		○
増田委員	14	安心・安全な環境のもとで育つ権利	何ものにもかえがたい子どもの生命と成長を守ることに直結する権利だから。			○	
	15	いじめ、虐待、体罰などのあらゆる身体的または精神的な暴力を受けない権利	子どもの生命と尊厳に関わる権利だから。			○	
	16	家庭の環境や経済的な状況、国籍、人種、民族、言語、出身、宗教、障害があるかないか、登校しているかいないか、性別、性自認、性的志向等により差別を受けないで生きる権利	子どもの社会において、理由がなんであれ仲間外れにあうこと、区別や差別されること、それによって排除されることは人格の否定を意味し、子どもの尊厳や命が脅かされるから。 特にここで重要なのは、中野区の条例のように、差別の理由を具体的に列挙すること。「あらゆる差別」のような漠然とした表記では子どもにはわかりにくく、自分事として捉えることが難しい。	○		○	
	17	健康的な生活をおくり、必要な医療、保健サービスを受けること	家庭の環境や経済的な状況により、保護者が子どもに適切な医療や保健サービスを受けさせなかったり、また、子ども自身がそれを受けることをためらうことがないよう、改めて健康的な生活をおくることは子どもの権利であることを明記することは重要である。		○	○	
	18	自分の考えや意見を持ち、それを表す権利。それが尊重されること	子どもの中には、おとなへの遠慮から、自分の考えや意見を表明することはいけないことだと思っている子が今でもいるため、それは子どもとしての当然の権利だということを伝えたい。		○		○
	19	自分にかかわることやまちづくり等の話し合いに参加する権利	子どもを権利の主体とし、子どもにやさしい杉並区を作っていくためにはその話し合いの過程に子どもが参加することは不可欠である。もし今後、「子ども会議」のようなものを設置し、子どもの意見を求める取り組みを始めることになった場合においても、この権利を盛り込んでおくことは重要。		○		○

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				差別のないこと	と最もよいこと	子どもにとつ長でできること	命を守られ成と尊重されること
増田委員	20	安心、安全な環境のもとで学び、休み、子どもらしく遊ぶ権利	子どもたちとの意見交換会の中で多く聞かれたのは、子どもたちが自由に、のびのびと放課後遊べる施設や公園がないということ。大声を出して遊ぶことや、遊具や球技で遊ぶこと、ただ公園で友だちといわゆる「つるむ」ことは子どもらしい遊び方であるが、今日そのようなことをしているとおとなに注意をされたり、通報されたりする。子どもらしくのびのびと遊ぶ権利が子どもにはあるので、条例に盛り込みたい。		○	○	
	21	困っていることや不安に思っていることを保護者や育ち学ぶ施設のおとなに相談すること。助けを求めること。その状況に応じて必要な支援を受ける権利	困っていることや不安に思っていることを誰かに相談して助けを求めるのは恥ずかしいことではない。それは子どもの権利なので、自分一人で抱え込まずに相談していいのだということ子どもに伝える意味でも盛り込みたい。		○	○	○
	22	自分に関する情報が不正に利用されず、秘密やプライバシーが守られる権利	昨今の SNS の普及により、子ども同士またはおとなによる子どものプライバシーの侵害案件が深刻化しており、その被害を受けて自ら命を絶つ子どももいる。改めて、子どもには自分の秘密やプライバシーが守られる権利があるということを伝えたい。		○	○	
	23	失敗から立ち直り、自分を回復する権利。そのために必要な環境が整えられ、支援が受けられること	失敗をしても大丈夫。やり直す権利が子どもにはあるということを盛り込みたい。失敗によって育ち学ぶ施設で孤立したり、社会から排除されてしまうことがないように必要な支援を受けられることも大切。		○	○	
	24	子どもであることを理由として不当な扱いを受けない権利	子どもは権利の主体である。子どもであることを理由に家庭で、育ち学ぶ施設で、また地域で、不当な扱いを受けない権利があるということを改めて盛り込みたい。	○	○		

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				差別のないこと	と最もよいこと	子どもにとつて長できること	命を守られ成
向井委員	25	対話を通じて意見を尊重される権利、意見を表す権利（誰かに一方的に決めつけられない権利）	<p>区立小学校で実施した子どもたちとの意見聴取の取り組みに参加して最も印象に残ったのは子どもたちが「自分たちの意見をもっと聞いてほしい」と考えているということでした。裏を返せば、「意見を聞いてもらっていない」「尊重されていない」「自分で決めることができていない」と感じている子どもが多いということだと思います。従って、条例では子どもには「意見を表す権利」が保障され、かつ、その意見を尊重される権利があることが明記されてほしいと思います。</p> <p>ただ、意見はただ「言う」だけ、あるいは意見が「通る」だけでは「聞いてもらっている」とは感じないのだと思います。</p> <p>「聞いてもらっている」あるいは「主体的に決断できている」と実感するためにはそこに「対話」が必要なのだと思います。大人（または子どもが意見を言いたいと考える対象）との対話の機会を持ち、一緒に考えたいと考えている、ということを条例内で示せると良いと思います。</p>	○	○		○
	26	遊ぶ権利、心身ともに休む権利（杉並区内でのびのびと遊び、安心して過ごす場所を提供される権利）	<p>受験勉強やそのほかさまざまなことで忙しい子どもたちに遊ぶ時間と休息を取る権利があることを保障したいです。</p> <p>意見聴取で訪れた小学校では、中学受験をする子どもたちにとって学校は休む場所であり、放課後は塾のための時間で、遊ぶヒマなどない、という毎日を送っていることを知りました。また、自分にとってほっとする場所、安心できる「居場所」について尋ねたところ、「自由に遊べる広い公園がほしい」と答えた子が非常に多く、杉並区内に子どもたちが遊べる場所がいかに足りていないかがよくわかりました。</p> <p>さらに、小学生の子どもを持つ母親の知人によると、杉並区内では休日に遊べるような公園（場所・施設）がなく、区外に出て結局お金を払って遊ぶことになるかと話しています。杉並区の子どもに、遊び、休息を取る権利を保障するためには、それを実行できる環境を整えることが必要だと思います。</p>		○	○	

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				差別のないこと	とて最もよいこと	命を守られ成長できること	と尊重されることが
向井委員	27	子ども自身が希望する学びの機会を得る権利	学校に通う・通わないにかかわらず、また、国籍や言語、文化的背景にかかわらず、子どもには、子ども自身が希望する内容（種類）の学びの機会が提供されなくてはならないと思います。教育を受ける権利も必要ですが、教育をするのは大人です。従って、子どもが主体となれる学びあるいは学ぶ機会という表現を使えたら良いのではないかと思います。	○	○		○
	28	自分のペースで生きる権利 失敗する自由を保障する権利	失敗しても、つまずいても、何度でもやり直せるし、そのための支援を受けることができるというメッセージを込めたいです。	○	○		○
		○その他／上記に書き切れなかった条文または前文に入れたい内容かつ審議したいテーマです。 ・前文について／主語は大人か子どもか？ ・「子ども」、「大人」の定義。 ・条例の名称について／「子どもの権利条例」「子どもの権利に関する条例」？ ・すぎなみ子どもの権利の日の制定		—	—	—	—
曾山委員	29	安心して生きる権利	虐待、いじめ、マルトリートメントなどの存在する社会環境から、子どもが安心して過ごすことが必要であると感ずるため	○		○	
	30	ひとりの人間として尊重される権利	子どもを大人に準じるものと考えず、対等なひとりの人間として尊重する必要性を強く感ずるため	○	○	○	○
	31	意見を表明し参加する権利	子どもに関わる施策について、子どもへの意見聴取や子どもの意見表明の機会がなかなか得られないように思えるため（授業として盛り込んだり、学校単位でまとめたりする施策があってもいいのでは？）		○		○
		小6の娘に「子どもの権利条約」1-40条を見せて選んだものは下記でした ・第9条 親と引き離されない権利 ・第26条 社会保障を受ける権利 大学生の息子に「子どもの権利条約」1-40条を見せて選んだものは下記でした ・第18条 子どもの養育はまず親に責任 ・第29条 教育の目的			○	○	
板垣委員	32	ありのままの自分でいる権利・自分らしく育つ権利	全ての子どもは、生きていくだけで平等な価値があるということが当たり前であると訴えるため	○			
	33	自分を守り、守られる権利	自分をあらゆる被害から守られる権利意識を持ち、大人に対してその義務を要求するため			○	

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				差別のないこと	とて最もよいこと	子どものよき成長を促すこと	命を守られ、尊重され、意見が聴かれること
板垣委員	34	意見を表す権利	子どもは誰に対しても自由に自分の意見を述べることができ、聞く側は発達段階に応じた子どもの意見を真摯に聞くため				○
	35	自分で決める権利	年上の者（親や教育関係者、先輩など）から、押しつけや強要、圧力をかけられる場面もあり、また、同調圧力もあるため、自分の事は自分で決める権利があり、それを年上の者も十分認識する必要があるため				○
	36	参加する権利	子どもに関することが話し合われ、決定される場合には、当事者である子どもの参加により子どもの意見を反映させるため		○		○
	37	休み、遊ぶ権利	特に杉並区などでは、親の希望で受験のため、塾通いで疲弊している子どもも多く、休息が必要である。多忙で遊ぶ時間も少なく、将来、心身の不調を訴える可能性もあるため。また、子どもの意見でも、休み、遊ぶ権利を挙げている意見もあった			○	
	38	性犯罪・性暴力から守られる権利	近年、子どもに関するあらゆる養育・教育現場での性被害が頻繁に事件になっている。表面化したのは氷山の一角と思われ、日本版 DBS もまだまだ検討段階であり、子どもへの性被害は、大人が何としても防ぐ義務があるため			○	
	39	支援を受けられる権利	貧困や子どもを育てる義務のある親から愛情のある教育を受けられない場合、健康に問題がある場合、その他不安を抱える子どもなどは、区や区民から適切な支援を受けることができるように			○	
佐野委員	40	自分の気持ちを尊重される権利	杉並区教育ビジョン 2022 の「子どもの思いを尊重する」とも一致し、こども基本法の基本理念とも重なるから。現在、ここが一番の世代ギャップのある部分であり、大人の価値観を子どもに押し付けている部分でもあるから。子どもが言いたくても言い出せない現状があると感じている。		○		○
	41	自分らしく生きる権利・育つ権利	子どもにはしあわせに生きる権利があり、「しあわせ」と「自分らしく」は通じるところがある。子どもにとっての「自立」は、自分で考えて、自分らしく行動することであるから。「自分らしく」は、いきいきと生きるためのキーワードであるから。	○	○	○	○

資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則			
				こと差別のない	とて子どもにとつ最もよいこ	長命を守るにできること	と尊重されることが意見が聴かれ
佐野委員	42	違いが認められる権利	違いを受け入れることは、大人にとっても難しい課題である。大人の方が難しいかもしれない。子どものうちから、違いを受け入れることをしていれば、多様性を認め、寛容さが育ち、よりよい社会になっていくと思うから。学びの多様化を考えていきたい。	○	○		○
	43	意見を表明し、参加する権利	これまで、子どものことなのに、子どもの意見を聞かずに、大人が決めてきたことが多いと感じる。これからは意図的に子どもの意見表明の場をつくるとともに、対話を大切にして、子供が参加したり関わったりすることを大切にしていきたいから。		○		○
	44	遊ぶ権利・休息する権利	子どもにとっての遊びは学びのきっかけであり、学びに向かう意欲の源でもあるから。また、子どもにも休息することが認められていると、いつも頑張らなくていいと安心して生活することができると思うから。大人は休息が認められているが、子どもにはあまり認められていないように感じるから。		○	○	
横田委員	45	子どもは自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めること	子ども自身が子供の権利について、しっかり理解するとともに、自分の周りの子どもたちにも同様の権利があり、その権利を侵害してはならないという意識をもってほしい。	○			○
	46	子どもは、愛情と理解をもってはぐくまれること。命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。			○	○	
	47	自分の気持ちや考えを表明すると同時に、それらが尊重されること。また、同様に他者の表明を尊重する姿勢をもつこと			○	○	
岡野委員	48	自分で考えて行動する権利	子どもの頃から自分で動いて考えることを奪うと、一人では行動できない、いつまでも成長しない、自立心のない、指示待ちの人間になってしまう為		○		
	49	失敗する権利	子どもは多くを学び失敗し、経験をして成長するべきだと考える為失敗を恐れていると新しいことに挑戦することが出来なくなる為		○		



資料4 事前課題意見シートより - 1 条例に盛り込むべき「子どもの権利」

提出者	No.	盛り込みたい「子どもの権利」	その理由	子どもの権利条約一般原則					
				こと 差別 のない	と て 最 も よ い こ と	子 ど も に と つ 長 で き る こ と	命 を 守 ら れ 成 長 で き る こ と	と 尊 重 さ れ る こ と	意 見 が 聴 か れ る こ と
岡野委員	50	安心して生きる権利	生命が守られること、心身共に傷つけられないように保障されていないと健やかな成長が出来ない為				○		
	51	発言する権利	自分で考えて思っていることを抑制することは健全な成長を妨げる為						○
	52	個性が尊重される権利	外見や身体的能力や個人の特性で差別することは、人権侵害になる為	○					
	53	遊ぶ権利	遊ぶことは想像力や心身共に豊かにさせるものである為			○			
	54	休憩する権利	休憩する時間がないと心が落ち着くときがなく、ストレスが溜まってしまい生きていくことが辛くなる為			○			
	55	自分の意志で学ぶ権利	自分で学びたい事を学ぶ機会がなければ、向上心を育むことが出来ない為			○			
若松委員	56	安心して生きる権利	どんな理由があっても、子どもがいじめや差別を受けたり、心や体を傷つけられたりすることは、あってはならないから。	○			○		
	57	自分らしく生きる権利	人には、それぞれの性格や考え方など、その人らしさがあり、個性は大切なもので、人とちがっていることは、はずかしいことではないから。			○			○
	58	豊かに育つ権利	子どもは勉強したり、遊んだり、ときには失敗したりしながら、必要なことを学びつつ、成長していくものだから。			○	○		
	59	意見を表明する権利	子どもが、自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を言うことは、子どもの発達に応じて、十分考慮されねばならないから。						○
新藤副会長	60	安心して生きる権利	子どもの命を守ることがすべての基盤になる どのような条件下でも、安心して生きる権利は守られるべき	○	○		○	○	
	61	遊ぶ権利	遊びは子どもになくってはならないものであり、遊ぶ環境を保障することも含めて必要があるため				○		
	62	参加する権利／自分の意見を表す権利	子どもが関連する事柄については、子ども自身の声を聴く必要があり、子どもを1人の人間として尊重するために、意見を表明する場や機会を保障することが必要であるから						○